

第3章

施策の展開

基本目標 1 人権の尊重と擁護

重点プロジェクト 1 次世代を守るための人権の尊重と擁護

次世代を担う子どもたちや若い世代が、男女ともに性別役割分担意識にとらわれることなく、自分らしく生き、幸せに暮らせることは私たち大人の願いです。

自分の人権を守り他人の人権を尊重するための取組を重点プロジェクト施策として位置付けます。

重点プロジェクトを達成するための施策のうち主なもの

施策番号	施策名
11	被害者の意思を尊重し、状況に応じた相談事業の実施と連携
27	デートDV防止のための情報提供と講座等の実施
29	ライフステージに応じた性と生殖に関する情報提供と講座等の実施

重点プロジェクトを達成するため次のとおり指標を設定します。

指 標		現状値 平成27年度	目標値 平成33年度
配偶者・恋人からの暴力を受けた際の相談窓口を知っている人の割合*1		-	90.0%
考え方	暴力を受けた際、すぐに相談できることが重要であるため指標とした。		
パープルリボン・プロジェクト in ちょうふ*2で開催したイベントでの参加者満足度*3		-	90.0%
考え方	DVを知っている方もこれまで知らない方にも有益な情報を提供し、DVに関する理解を促すため、満足度を目標値とした。		

*1 市民意識調査

*2 パープルリボン・プロジェクト in ちょうふとは、女性に対する暴力根絶運動の国際的なシンボルマーク「パープルリボン」やそれに関するイベントを通じてDV等女性への暴力をなくすため毎年行っているものです。

*3 パープルリボン・プロジェクト in ちょうふで開催したイベントで集計したアンケートで、イベントを「大変よかった」「よかった」と答えた人の割合。27年度は質問項目を設けていなかったため不明。

【参考】

平成27年度パープル・オレンジリボンキャンペーンアンケート一部抜粋

- DV、子どもの虐待等は身近に感じていました。市の取組をはじめて知りました。
- 偶然通りかかったのですが、パープル・オレンジリボンを知ることができてよかった。
- 関心を持ってニュース等は聞いていましたので、是非運動が盛り上がって、根絶されると良いと思います。

基本目標 1 人権の尊重と擁護

主要課題 1 人権を尊重する意識の醸成

◎◎現状と課題◎◎

男女共同参画社会の実現には、男女が人として対等な関係を築いていくため家庭、地域、学校、職場など社会の隅々に人権を尊重する意識を広め、定着させていくことが必要です。

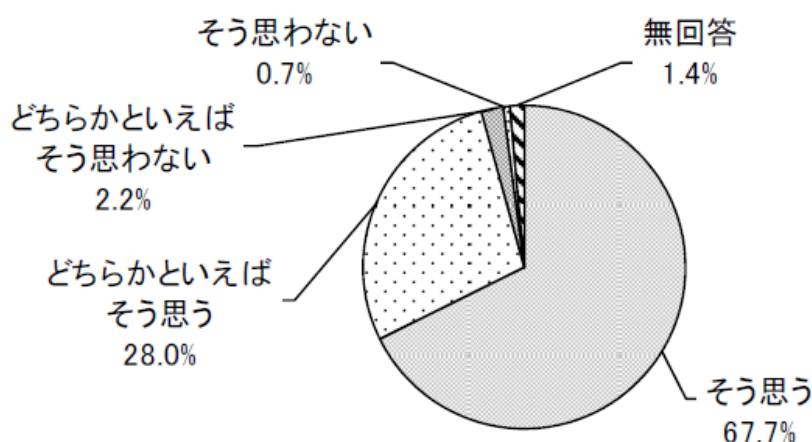
市民意識調査では、家事や子育て、介護など家庭内での役割は男女がともに担う必要があるかという問いに対し、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の合計の割合は95.7%と高い水準となっています。（図1）。

また、市民意識調査では、「女性に関する人権問題として早期に解決すべきもの」として、「男女の性別による固定的な意識」を挙げた割合は43.8%となっています（図2）。

東京都が行った調査では、男性の方が優遇されているものとして「政治」（74.6%）が最も多く、「社会通念・習慣・しきたりなど」（68.7%）と続き、全体としても男性が優遇されていると思う割合が多くなっています（図3）。

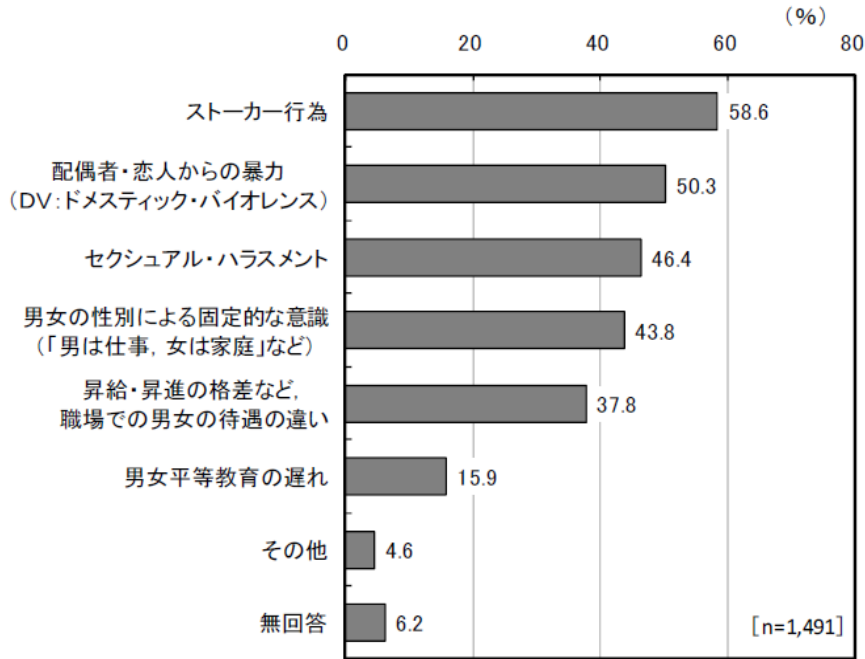
これらのことから、性別によって役割を求められてきたこれまでの慣習や慣行を見直すための意識啓発により一層取り組んでいくとともに、人権について考えるための学習環境を整え、若い世代に対して、人権教育などを通じて未来に向けて男女共同参画意識の醸成を図ることが重要です。

図1 ■家事や子育て、介護など家庭内での役割は男女がともに担う必要があると思う割合
(n=1,472)



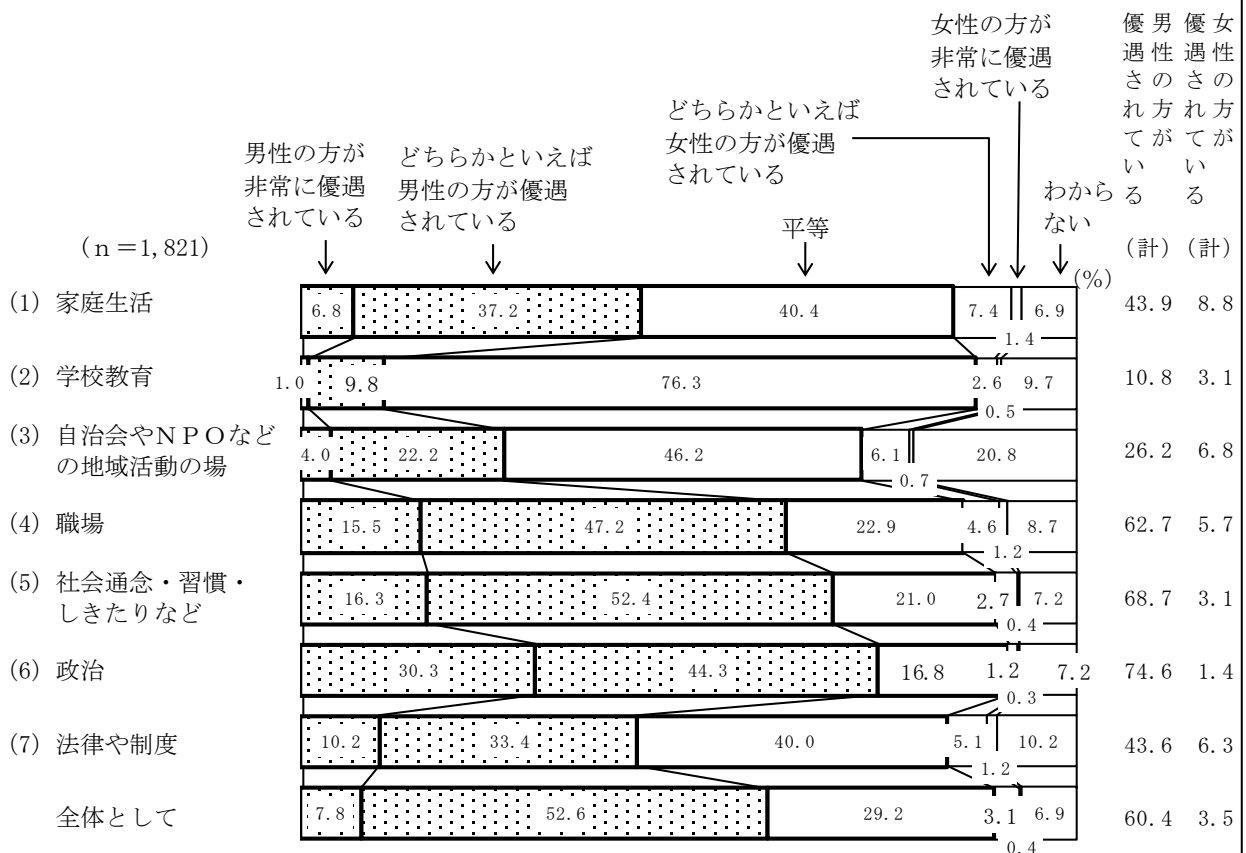
市民意識調査報告書（平成27年3月）より

図2 ■女性に関する人権問題として早期に解決すべきもの



市民意識調査報告書 (平成 27 年 3 月) より

図3 ■男女の地位の平等観



男女平等参画に関する世論調査 (東京都平成 27 年 11 月) より

施策の方向1 人権を尊重するための意識啓発と情報提供

施策番号	施策名	事業の概要	担当課
1	人権教育の充実	日々の人権教育はもとより、人権教育推進委員会等会議の開催、人権教育推進指導資料等を発行するなど、人権教育としての男女平等教育の充実を図ります。	指導室 男女共同参画推進課
2	性別役割分担意識の見直しのための情報提供と講座等の実施	性別によって役割を分けてきたこれまでの慣習や考え方を見直し、性別にかかわらず一人ひとりが個人として尊重され、家庭においても社会的活動においても個性と能力を発揮していくための情報を提供し、講座等を実施します。	男女共同参画推進課
3	女性の人権を尊重する講座・講演会等の実施	男女共同参画社会の実現に向けて、女性に対する暴力を防止し、男女がともにお互いの人権を尊重し認めあう関係を築いていくための講座・講演会等を実施します。	男女共同参画推進課

主要課題 2 配偶者からの暴力等のあらゆる暴力の根絶

◎◎現状と課題◎◎

男女がお互いの人権を尊重する男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき人権上の課題として、配偶者暴力、デートDV、セクシュアル・ハラスメントがあげられます。これらの暴力的行為には、直接相手を殴る、蹴るなど身体的なダメージを加える以外にも言葉や経済的な制限、通信手段の制限等も含まれています。

しかしながら、東京都が行った調査では、配偶者や交際相手との間で行われる行為について、怒鳴る、外出の制限、メール等のチェックは暴力であると考えて割合が低くなっています。(図4)

こうしたことから、当事者だけではなく、家庭、地域、学校、職場等周囲の人々があらゆる暴力が人権侵害だという認識を持つことや理解することが必要であり、情報提供・相談等の防止に向けた取組が必要です。特に、若い世代に向けたデートDV対策は、将来の配偶者暴力防止に繋がります。

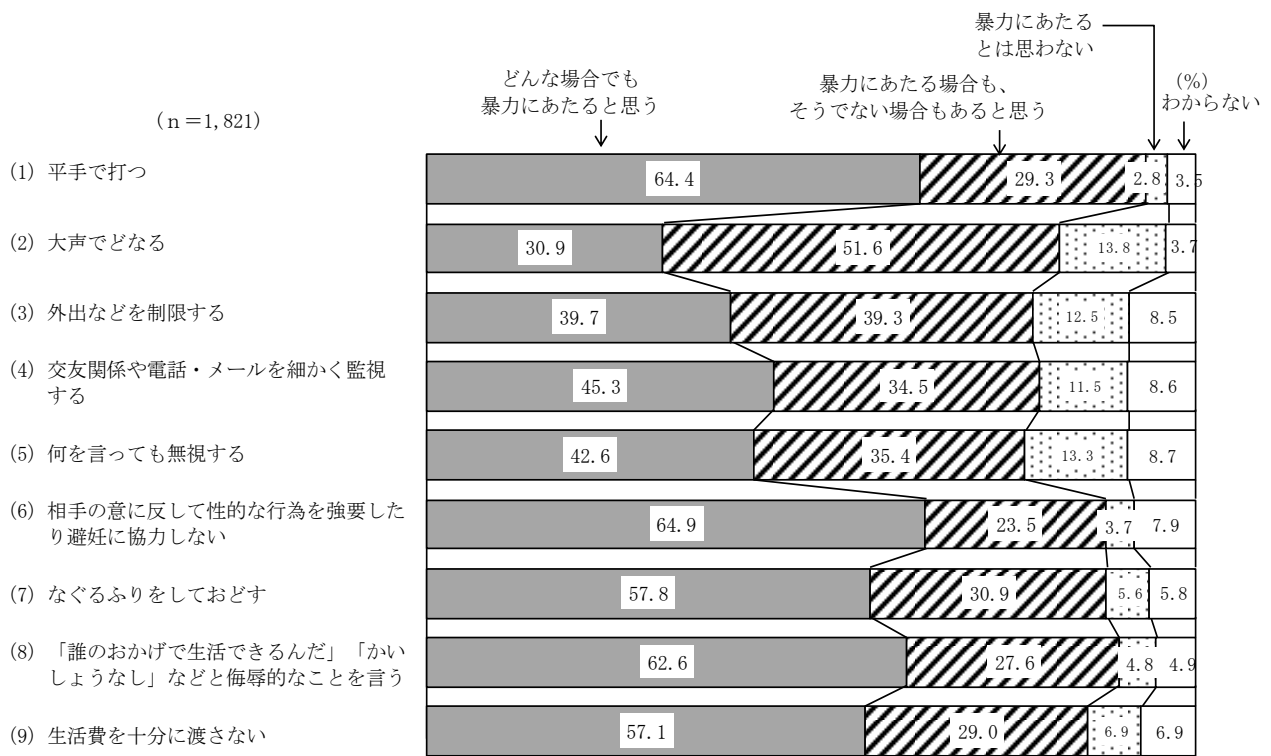
また、同調査では、暴力を受けた場合の相談機関を知っている割合は約6割であり、相談先として警察、市町村の相談窓口、都の相談窓口と続いています。

(図5・図6)

これらの状況から、調布市では、「調布市配偶者暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定し、推進していますが、相談窓口の充実や地域の関係機関の連携強化が必要です。

第3章 施策の展開

図4 ■ 配偶者や交際相手との間で行われた場合にそれを暴力だと思ふ行為



男女平等参画に関する世論調査（東京都平成 27 年 11 月）より

図5 ■ 暴力を受けた際の相談機関の存在

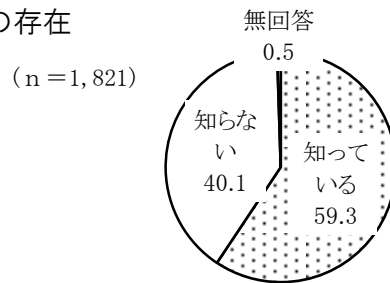
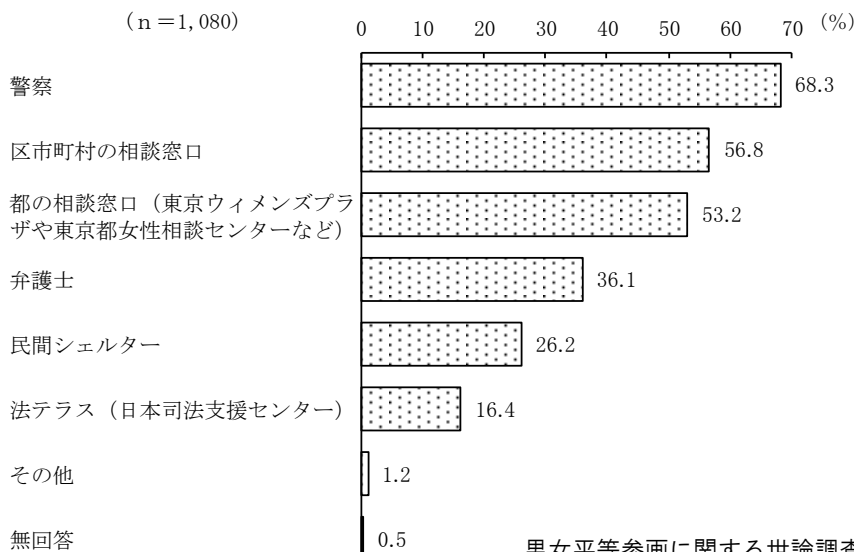


図6 ■ 相談機関として知っているもの（複数回答）



男女平等参画に関する世論調査（東京都平成 27 年 11 月）より

施策の方向 1 配偶者暴力の未然防止と早期発見のための体制づくり

施策番号	施策名	事業の概要	担当課
4	配偶者暴力に関する講座・講演会等の実施	配偶者暴力は重大な人権侵害であるという認識を社会全体で共有するために、講座や講演会等を実施します。	男女共同参画推進課
5	母子保健事業を通じた配偶者暴力防止の啓発	母子保健事業を通して、男女が協力して育児することの大切さを伝えながら、配偶者暴力の予防及び防止に向けて取り組みます。	健康推進課
6	スクールカウンセラーの配置・活用の推進	教職員の相談に応じ、アドバイスを行うなど、スクールカウンセラー事業を充実し、問題発生の予防及び早期発見に努めます。	指導室
7	地域における広報活動・情報提供の充実	パンフレット等の配付及びホームページや広報紙を通じて、広報活動・情報提供を行います。	男女共同参画推進課
8	医療・保健・福祉関係者、民生委員・児童委員への研修の実施	被害者を発見しやすい立場にある医療・保健・福祉関係者を対象に、情報提供・発見時の通報や早期発見のための研修への参加を働きかけます。	福祉総務課 健康推進課 男女共同参画推進課
9	被害者を発見しやすい立場にある職員に対する研修の実施	保育園・幼稚園・学校・児童館・学童クラブ等の関係者を対象に、早期発見や適切な対応についての研修を開催します。	子ども政策課 保育課 児童青少年課 指導室 教育相談所 男女共同参画推進課
10	健診及び個別相談事業の実施	各種健診・相談事業を通じて配偶者暴力の早期発見・早期支援に努めます。	健康推進課

施策の方向2 多様な相談体制と安全な保護体制づくり

施策番号	施策名	事業の概要	担当課
11	被害者の意思を尊重し、状況に応じた相談事業の実施と連携	暴力に関する相談に適切に対応するために専門相談員による相談を実施します。配偶者暴力などで支援が必要な女性やその子供たちが利用できるひとり親家庭のための各種制度を説明し、支援を行う母子相談等を実施します。生活面での悩みや心・健康のこと、配偶者暴力の問題について、相談者自身が解決の糸口を見出せるよう女性のための相談事業を実施します。母子保健事業の中で子育てに困難を抱える母親に対し、早い時期に相談を開始します。	市民相談課 子ども家庭課 男女共同参画推進課 健康推進課
12	配偶者暴力相談支援センター機能の検討	被害者にとって最も身近な総合支援窓口となる配偶者暴力相談支援センター機能について検討します。	男女共同参画推進課
13	警察・医療機関・東京都女性相談センターとの連携の強化	警察・医療機関等、地域の関係機関と連携して支援を行います。	子ども家庭課
14	緊急一時保護事業等の実施	配偶者暴力被害等により緊急に保護を要する被害者に対して緊急一時保護事業、母子生活支援施設入所事業を実施します。	子ども家庭課
15	民間シェルターへの財政的支援の実施	被害者の保護を図るための活動を行う民間シェルターに対し補助金を交付することで、その健全な運営を支援します。	男女共同参画推進課

 は重点プロジェクト施策

施策の方向 3 自立に向けての支援体制づくり

施策番号	施策名	事業の概要	担当課
16	ひとり親家庭への支援の充実	被害者の状況に応じ、自立支援に向けた情報提供、関係機関との連絡調整等の母子相談事業を行います。	子ども家庭課
17	住民票の取扱い等適切な運用の徹底	住民基本台帳法の一部改正により、被害者からの申し出に基づき、加害者等からの住民基本台帳の閲覧や住民票・戸籍の附票の写しの交付に応じないなど取り扱いを厳重に行います。	市民課
18	医療保険・年金制度に関する適切な対応	被扶養者であった被害者が避難したことにより、扶養者との生計維持関係がなくなった場合の医療保険制度について適切な対応をします。また、年金については、日本年金機構への案内を適切に行います。	保険年金課
19	就労に向けた支援の実施	経済的自立に向けて就労活動等を行う場合、被保護者等就労支援プログラム作成や母子家庭自立支援給付金事業を案内するなどの支援を行います。また、就労支援員等がハローワークと連携し、就労に関する情報収集を行います。 市民への求人求職相談の場である「調布国領しごと情報広場」（ハローワーク府中との共同運営）において、就労支援を実施します。	生活福祉課 子ども家庭課 産業振興課
20	市営住宅等募集事業の実施	市営住宅の入居募集をお知らせします。また、都営住宅の当選倍率優遇制度等についての適切な情報提供をします。	住宅課
21	被害者の情報管理	被害者の個人情報保護のため、DV被害者と接する可能性の高い職場においては、被害者について知り得た情報の秘匿の取組を強化します。	関係課 (取りまとめ：男女共同参画推進課)

施策番号	施策名	事業の概要	担当課
22	配偶者暴力のある家庭の子どもの安全確保と相談・カウンセリング体制の充実	緊急的な児童虐待等の相談・通報などに応える窓口を設置しています。また、他機関と連携を図りながら、心理的虐待のケアとして子どもへの心理相談を実施します。 相談員・ソーシャルワーカー、スクールカウンセラーによる心理相談等を充実させ、関係機関と連携して子どもの援助を行います。	子ども政策課 指導室 教育相談所
23	市の相談・支援体制の充実に向けた整備	市の相談・支援窓口について体系化し、支援に携わる部署の相互の連携を図ります。	子ども家庭課 男女共同参画推進課
24	地域と連携した関係機関ネットワーク会議の開催	東京都や警察などの関係機関のほか、配偶者暴力の防止に係る関係機関による地域でのネットワーク会議を開催し、連携して被害者支援を行います。	男女共同参画推進課
25	東京都との連携の強化	東京都から相談、自立支援などの業務の充実に役立つ情報提供を受け、処遇の難しい事案に対応していきます。また、広域的な支援を行うため連携を強化します。	子ども家庭課 男女共同参画推進課

施策の方向4 デートDV, セクシュアル・ハラスメント等の暴力の防止

施策番号	施策名	事業の概要	担当課
26	デートDVに関する相談の充実	夫婦間だけでなく、恋人等親密な関係にある男女間の暴力の問題に対応するため、相談体制を充実します。	市民相談課 男女共同参画推進課 子ども家庭課
27	デートDV防止のための情報提供と講座等の実施	学校等と連携して、若い世代のデートDV防止に向けた情報を提供し、意識啓発のための講座を実施します。	男女共同参画推進課 児童青少年課
28	セクシュアル・ハラスメント等防止対策の充実	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの防止に向けた情報を提供し、相談体制の充実を図ります。	市民相談課 男女共同参画推進課

は重点プロジェクト施策

主要課題 3 性と生殖に配慮した健康づくりとその権利の確保

◎◎現状と課題◎◎

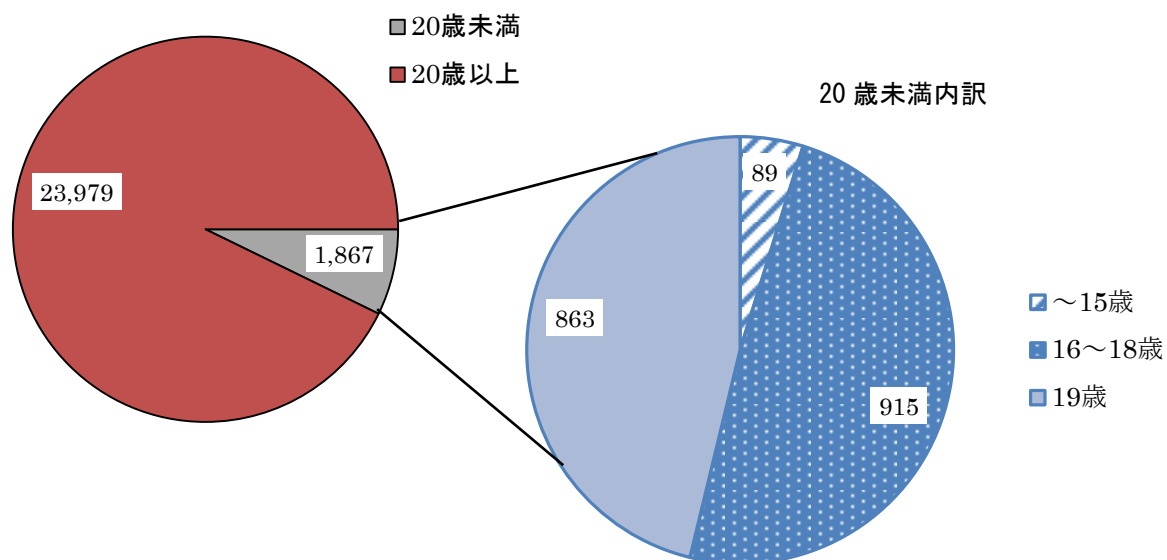
男女ともに自身の性及び異なる性を理解することは、男女共同参画社会形成に不可欠です。

東京における平成 26 年度の人工妊娠中絶件数は、25,846 件あり、うち、20 歳未満は 1,867 件でした。その中には、18 歳未満、15 歳未満での人工妊娠中絶も存在します（図 7）。このことから、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*の視点に立ち、思春期にある子どもたちや保護者に対し、性に関する正しい知識や生命の尊さについて伝えていくことが重要です。

また、女性は思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期などのライフステージや女性特有の疾病など男性とは異なる健康上の問題に直面します。乳がんは女性の生活に大きな影響を及ぼす疾病の 1 つですが、東京都全体における乳がん受診率 39.0%（平成 27 年度）に対し、調布市における受診率は高いとは言えません（図 8）。女性への適切な情報提供や保健・医療サービスの提供が必要です。

図 7 ■人工妊娠中絶件数

(n = 25,846)



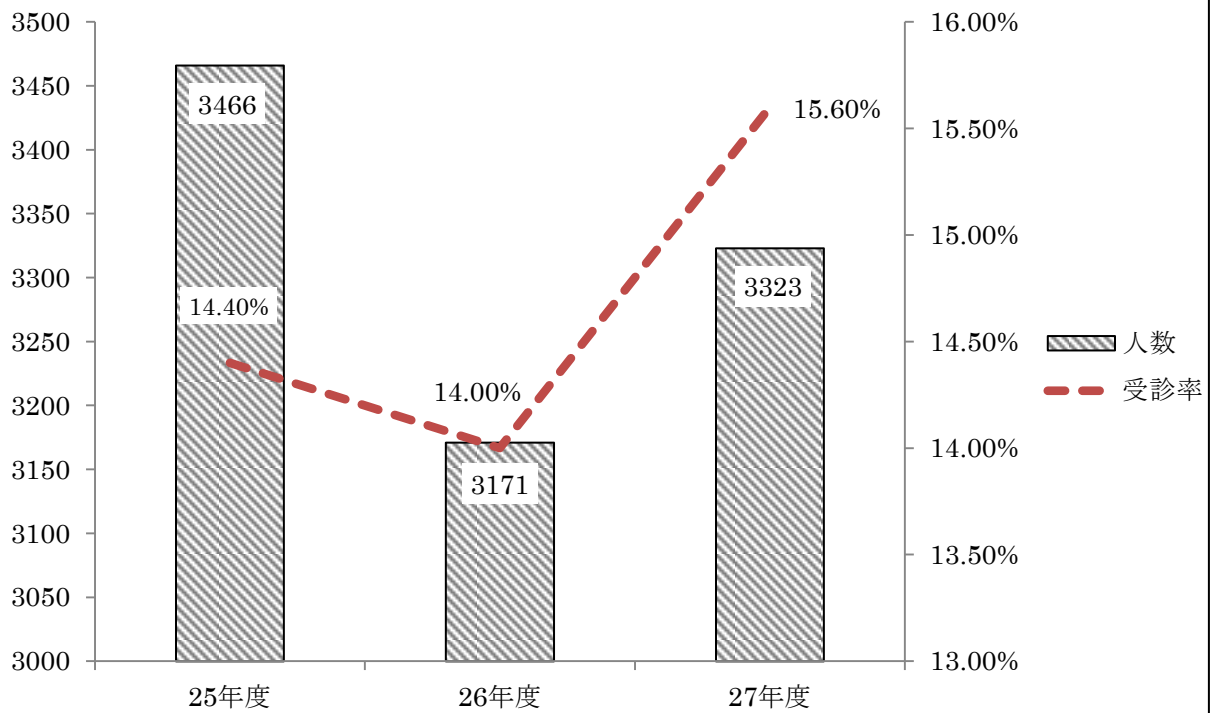
平成 26 年度衛生行政報告例より作成

*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）

女性が自らの身体について自己決定を行い、健康を享受する権利のことをいいます。


1994 年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。

図8 ■調布市における乳がん受診者数と受診率



施策の方向 1 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の推進

施策番号	施策名	事業の概要	担当課
29	ライフステージに応じた性と生殖に関する情報提供と講座等の実施	女性の生涯にわたる健康の問題についての理解を深め、望まない妊娠や性感染症等を予防するために、女性だけでなく男性に対しても情報を提供し、相談を実施します。 特に、学校等と連携して、正しい知識や生命の尊さについての理解を深めるため、思春期・青年期の子どもたちとその保護者を対象に情報を提供し、講座等を実施します。	健康推進課 男女共同参画推進課
30	妊娠・子育て等に必要の情報提供と講座等の実施	男女が妊娠中から互いに協力して子育ての準備を進められるよう情報を提供し、講座等を実施します。	健康推進課 男女共同参画推進課
31	妊娠・出産・産後における健康支援の充実	妊娠・出産・産後に健康な生活を送れるよう、妊産婦・乳幼児健康診査及び訪問指導の実施や妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成します。また、必要に応じて産後の子育て・家事援助のためのヘルパーを派遣します。	子ども政策課 健康推進課
32	女性特有のがんの早期発見・予防のための事業の充実	女性特有のがんの早期発見・早期治療・予防のための事業の充実を図ります。特に、乳がん予防検診の普及を図るため、乳がん予防月間（10月）にピンクリボンキャンペーンの実施等、啓発活動に努めます。	健康推進課

 は重点プロジェクト施策